

## 財団法人尾瀬保護財団の寄付に関する取扱指針の運用について

- 1 物品等による寄付については、時価換算して金銭の寄付と同様に特典の提供などを行う。ただし、財団機関誌・ホームページに掲載する場合は「その他の支援」とする。
- 2 特定寄付が支援する特定事業は次のとおりとする。
  - ア 啓発 PR 事業
  - イ 顕彰事業
  - ウ 入山者啓発事業
  - エ 自然解説事業
  - オ 環境保全事業(植生復元、至仏山保全)
  - カ 調査研究事業(ツキノワグマ対策、総合学術調査)
- 3 財団は、各種寄付に対する特典を原則として、次のとおり提供する。特典提供の時期については、申込と初回入金をともに確認した後とする。なお、1年度内に複数回の寄付が行われた場合は合算して評価する。
  - (1) 特別協賛寄付
    - 原則3年に渡る毎年30万円以上の寄付、または一時の100万円以上の寄付に対し、次のとおり特典を提供する。
    - ア 財団機関誌を3年間送付する。
    - イ 財団機関誌において企業等名称、企業等のロゴマーク、企業等からのメッセージなどを1年間掲載する。
    - ウ 財団ホームページにおいて、企業等名称、企業等のロゴマーク、企業等からのメッセージなどを1年間掲載する。
    - エ 原則3年に渡る寄付については、申し込みの額に応じて「財団法人尾瀬保護財団の寄付の受領に関する取扱い基準(内規)」により、感謝状、記念品を贈呈する(法人からの寄付で、合算して100万円未満の場合も、100万円の寄付があったものとみなす)。
    - オ 尾瀬国立公園ロゴマーク使用取扱要領に基づき、尾瀬国立公園ロゴマークの使用申請書を提出でき、許可後は1年間使用できる。
    - カ 翌年度に作成する「尾瀬ハイキングガイド」に企業等名称、企業等のロゴマーク、企業等からのメッセージ等を記載する。
  - (2) 協賛寄付
    - 原則3年に渡る毎年10万円以上30万円未満の寄付、または一時の30万円以上100万円未満の寄付に対し、次のとおり特典を提供する。
    - ア 財団機関誌を3年間送付する。
    - イ 財団機関誌において企業等名称を1年間掲載する。
    - ウ 財団ホームページにおいて、企業等名称を1年間掲載する。
    - エ 原則3年に渡る寄付については、申し込みの額に応じて「財団法人尾瀬保護財団の寄付の受領に関する取扱い基準(内規)」により、感謝状、記念品を贈呈する。
    - オ 翌年度に作成する「尾瀬ハイキングガイド」に企業等名称を記載する。
  - (3) その他の寄付
    - 特別協賛寄付、協賛寄付以外の寄付に対し、次のとおり特典を提供する。
    - ア 財団機関誌を1年間送付する。
    - イ 財団機関誌において名称等を1回掲載する(ただし寄付金額が5千円以上)。
    - ウ 通算して一定額以上となった場合、感謝状、記念品を贈呈する。
- 4 財団の寄付に対する特典提供については、財団の寄付者に対する感謝の気持ちの現

れであるが、制度の改正・廃止に伴う特典の改正・廃止もあり得るものとする。

施行 平成19年9月21日  
平成21年4月1日 一部改正  
平成22年1月14日 一部改正  
平成24年11月16日 一部改正